
函館市LPガス利用者負担軽減
支援事業費補助金
説明資料

函館市経済部工業振興課
令和6年5月7日

はじめに

函館市では、令和6年度につきましても、令和5年度同様、LPガス料金高騰の影響を受けている利用者の負担軽減を図るため、北海道の支援事業の対象外となっている『工業用利用者』に対し、LPガス販売事業者のみなさまを通じた支援を実施いたします。

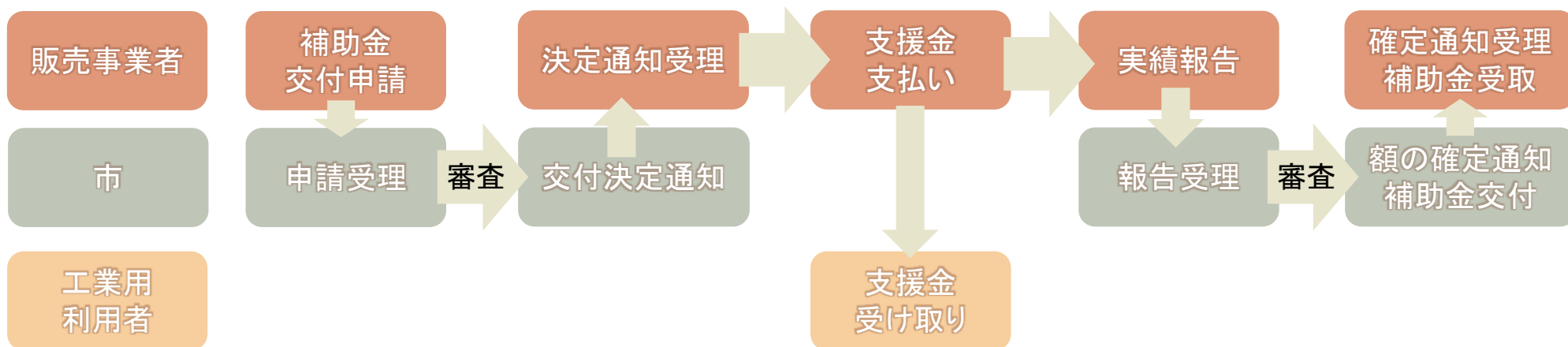
販売事業者のみなさまにおかれましては、お手数おかけし大変恐縮ですが、本説明資料および補助金交付要綱を十分ご確認いただき、本補助金の申請および交付を受ける際は手続きを適切に行っていただきますようお願い申し上げます。

①事業概要

販売事業者が、LPガスを工業用に利用するお客様(工業用利用者)に対し、支援金を支払った場合、市は、支援金額＋経費等の相当額を販売事業者に対して補助します。

(事前の申請および支援金支払い後の実績報告が必要です。)

【手続きの流れ】



② 支援金（販売事業者⇒工業用利用者）

販売事業者から工業用利用者に対し、下記のとおり支援金をお支払いいただきます。

【支援金額】

令和5年11月検針分から令和6年6月検針分において
請求したLPガス料金のうち、最も高い金額（消費税等相当額を含む）に
相当する額

※1契約あたり上限10万円

※最も高い金額が2千円以下の場合は2千円

【事前の申請】

販売事業者は、函館市に対し事前に申請を行い、補助金の交付決定を受けてから
工業用利用者に支援金をお支払いいただきます。

③対象となる工業用利用者

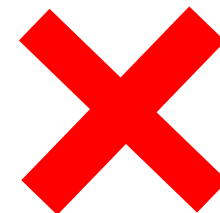
○下記のいずれにも該当する利用者

- ・高圧ガス保安法の適用を受けるLPガスを工業用に使用する者
- ・函館市内を使用場所として契約している者



※下記に当てはまる場合は対象外となります

- ・質量販売(屋外で移動して消費する場合)^{注1}
- ・一般消費者等(北海道の緊急支援事業による値引き対象者)



注1:ガスボンベやバルクタンクを貯蔵設備に固定し、工場などの消費設備へガスを供給する形態であって、容器交換またはタンクローリーからの充填による質量販売については対象となります。

④補助金（市⇒販売事業者）

販売事業者は、工業用利用者に対し支援金を支払った後、市に対して実績報告書を提出。市は、実績報告の内容を審査し、補助金の額が確定後、販売事業者に対し補助金の額を通知し、補助金を交付します。

【補助対象経費】

支援金として支払った金額＋支援金を交付するための経費（定額3万円）

例)

〔支援金〕

A社に対する支援金 80,000円

B社に対する支援金 100,000円

C社に対する支援金 2,000円

支援金計 182,000円

〔経費〕

＋ 定額 30,000円 = 212,000円

〔補助対象経費〕

⑤スケジュール

	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10
支援金額 対象期間	[Blue bar]											
補助金 交付申請								[Green bar]				
支援金 支払い								[Orange bar]				
実績報告												

支援金振り込み後30日以内

期間内の最も高い金額

= 支援金額

※上限10万円

※最も高い金額が2千円以下の
場合は2千円


支援対象者や支援金額

等を確認できる書類を
添えて市に申請
(R6.7.31まで)

交付決定通知後、
工業用利用者の口座へ
1回限り振り込む。
(R6.9.30まで)

支援金を振り込み後、
30日以内に市へ実
績報告

⑤-1 支援金額対象期間

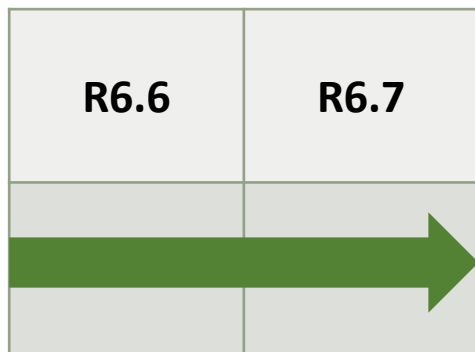
R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6
							

○令和5年11月検針分から令和6年6月検針分において
請求したLPガス料金のうち、最も高い金額(消費税等相当額を含む)に
相当する額を支援金額とします。

※1契約あたり上限10万円

※最も高い金額が2千円以下の場合は2千円

⑤-2 補助金交付申請



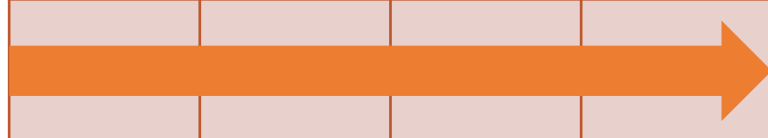
○申請書類:

- 1 補助金等交付申請書(別記第1号様式)
- 2 補助対象経費内訳書(別記第2号様式)
- 3 最も高い金額のLPガス料金を確認できる書類の写し
(請求書控え, 口座振替済通知控え等)

○申請期間: 令和6年6月1日から令和6年7月31日まで

○申請後, 市から交付決定について通知します。

⑤-3 支援金支払い

R6.6	R6.7	R6.8	R6.9
			

○**交付決定を受けてから、令和6年9月30日までの間に、工業用利用者に支援金を交付する。**
(工業用利用者の口座へ1回限り振り込む)

※**函館市の支援事業により支援金が支払われる旨、工業用利用者へのお知らせは必須です。**

お知らせ例

令和 年 月 日

(工業用利用者名) 様


L P ガス料金支援のお知らせ

函館市の支援により、令和5年2月検針分から令和5年10月検針分までの間におけるL P ガス料金のうち、最も高い金額に相当する額 _____ 円 (上限10万円) を支援金として貴社の口座へ振り込みましたので、ご確認をお願いします。

(販売事業者名)

⑤-4 実績報告

R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10



○提出書類:

- 1 補助事業等実績報告書(共通第11号様式)
- 2 補助対象経費内訳書(別記第2号様式)
- 3 支援金の支払いが確認できる書類の写し
(対象となる工業用利用者の名称が明記された振込
明細書等)
- 4 「LPガス料金支援のお知らせ」の写し
(対象となる工業用利用者の名称が明記されたもの)
- 5 補助金の振込先となる口座情報

○提出期間: 支援金を振り込んだ日から起算して30日以内

例) 7月1日支援金振り込み ⇒ 7月30日までに実績報告

(30日後が休日にあたる場合はその翌日まで)

※一律に令和6年10月31日までではないのでご注意ください!

⑥問合せ先等

函館市ホームページにて、事業の詳細をご覧いただけるほか、各提出書類の様式をダウンロードいただけます。

【問い合わせ先】

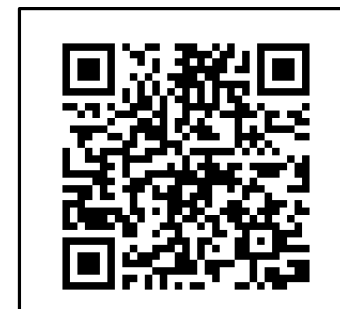
函館市経済部工業振興課(担当:三橋, 下川)

〒040-8666

函館市東雲町4番13号

TEL:0138-21-3316

Mail:kougyou1@city.hakodate.hokkaido.jp



様式ダウンロード用
QRコード

申請書類につきましては、上記宛て持参・郵送・メールにてご提出ください。

※申請書類は提出締切日必着でお願いいたします。